（1） 第3種郵便物認可毎月1回10日発行定価1部5円 宇治市政 昭和29年2月16日第3種郵便物認可 昭和36年10月10日発行 第121号

宇治市政

発行所 宇治市役所
京都府宇治市宇治妙楽160の1
印刷所 有限会社新道堂

住民登録人口
（36年8月31日現在）

世帯数	12,479世帯
人口	53,976人
男	29,930人
女	23,046人

8月市人口の動き
出生63人 死亡28人
婚姻38組 離婚5組

市域の面積
67.29平方キロメートル

災害予算を緊急可決

総額2,493万円

第二室戸台風を顧りみて

＝市民の協力で復興進む＝

九月十六日、近畿を襲った第二室戸台風は、市内でも瞬間風速毎秒四〇メートルを記録、まさに超A級の猛威をほしいままにして、かってない被害をもたらしました。

市におけるその後判明した被害の総計は、重傷者四人、軽傷者六五人、全壊住家一五六戸、半壊住家六九一戸、損壊住家四、五六四戸、非住家の被害、一〇七一戸を数えますが、実際には、かわらやへいの一部が少々傷んだ程度のものまで加えると、おそらく被害がなかったものはないでしょう。

これら住家の被害と、農林業、商工業や公共用施設の被害は金額に見積もると、一体どのくらいになるものでしょうか、つぎをごらん下さい。

住家関係	
農作物	一億一千七百万円
家畜・畜舎など	四千三百万円
立木など	一千三百万円
製茶工場など	二千七百万円
農林業関係	
商工業関係	
工場・事業所など	三億
公共用施設	三千四百万円
道路	一五億円
河川	一億二百万円
清掃など救援、救助活動を進めるとともに、全町内会長の方々のご協力を得て応急復旧資材のあっせんを行ない、夜を日についで、全市民が力を合わせた復興作業が続けられてきました。	
農林業関係	二億一百万円
住宅関係	一五億円
清掃など救援、救助活動を進めるとともに、全町内会長の方々のご協力を得て応急復旧資材のあっせんを行ない、夜を日についで、全市民が力を合わせた復興作業が続けられてきました。	
工場・事業所など	三億
公共用施設	三千四百万円
道路	一五億円
河川	一億二百万円
市役所	九百万円
学校、幼稚園、公会堂など	一千五百万円
総額にしてざっと一〇億三千六百万円になります。	

当時、市においては、即日災害対策業務の体制を組むと同時に、各地区婦人会、消防団、五ヶ庄、大久保両自衛隊、日本レイヨン株式会社などのご援助を得て、直ちに避難者の収容と炊き出し、給水、清掃など救援、救助活動を進めるとともに、全町内会長の方々のご協力を得て応急復旧資材のあっせんを行ない、夜を日についで、全市民が力を合わせた復興作業が続けられてきました。

非常時におけるこれらの方々のなみなみならぬご協力と、生良の家の方々の自発的な善意の応援をいただいたことなど、感謝をこめて、ここにご報告いたします。

現在までの災害業務の結果はおおむねつぎのとおりです。

救援救助出動人員

婦人会員	延べ 一四〇人
消防団員	〃 〃 四〇〇人
自衛隊員	〃 〃 一五人
生良の家	〃 〃 九〇人
市の職員	〃 〃 三五〇〇人
避難所数	〃 一三カ所
避難者数	延べ 四九一五人
給食おにぎり	〃 一二六三一コ
〃 パン	〃 〃 六七九五コ
〃 乾パン	〃 〃 一九四五袋
給水	九一トン
あっせん資材	
各種かわら	八一四六一枚
各種トタン	二五一七五枚

九月二十七日、市はこれら災害助救や公共施設の復旧費など追加予算を開会中の九月定例市会に緊急上程し、翌九月二十八日満場一致可決されました。

この予算の内容は

❶ 災害救助などに要する経費として

その内訳は	一〇七六万九千円
救助活動に要した人件費	
災害見舞い金、復旧資金長期貸付金など	一六四万五千円
避難所、炊き出し、給水、清掃など	六五九万一千円
計	二四九三万四千円

❷ 公共施設などの災害復旧に要する経費として

一時借入金利子	九九万九千円
災害復旧費	一四一六万五千円
公共施設などの災害復旧に要する経費として	一四一六万五千円
その内訳は	
教育施設の復旧費	七五三万五千円
庁舎、公会堂、保育所、公営住宅、伝染病舎、火葬場など公共施設の復旧費	六六三万円

なお救助活動費一五三万四千円、災害復旧費一四一六万五千円、計一五六九万九千円となっています。

この財源としては、公共施設の被害にあっては国、府からの補助金、起債、その他の財源によるものですが、その大半は市費で負担しなければならない現状です。

市としては、今後とも災害復旧に全力を傾注して、一日も早く立ち直ることができるよう努力をいたすものであります。

（上）汗だくで、復旧資材の運搬
（下）婦人会も炊き出しに協力

被災家庭には市税の減免

―申請は十月二十日までに―

第二室戸台風でいちじるしい被害を受けられた方に対する市税（税者の税額は免除します。

(1)納税者または、その扶養親族が災害で重傷を受けられたときは、その納税者の税金は半減（生計の維持者のときは免除）します。

(2)固定資産税（都市計画税を含む）

A土地

耕作地または、農作物の被害が七〇％以上のとき、減免率 一〇〇％

耕作地の被害が三〇％以上のとき、減免率 その割合

農作物などの被害が五〇％以上のときは 減免率 五〇％

耕作地及び、農作物共に被害のあるときは、その甚しい方の率による

B家屋

被害程度が全壊または七〇％以上のとき、減免率一〇〇％

被害程度が五〇％以上七〇％未満のとき、減免率 七〇％

被害程度が三〇％以上五〇％未満のとき、減免率 五〇％

C償却資産

被害が全資産の三〇％以上のとき、減免率 その割合

(3)国民健康保険税

損害区分が全壊（七〇％以上の被害程度）減免率四〇％

損害区分が半壊（三〇％以上七〇％までの被害程度）減免率二〇％

以上の通りでありますが、この減免率は今回の第二室戸台風の被害による減免にのみ適用します。

なお減免の対象となる額は総べて本年九月以降に納期限の到来するものに限ります。したがって災害発生の日までの経過した納期の税額は含まれません。

（税務課）

昭和35年総所得金額	損害区分	減免率 家屋または家財の損害70%以上のとき	減免率 家屋または家財の損害50%以上のとき	減免率 家屋または家財の損害30%以上のとき
50万円以下の金額		100 %	70 %	50 %
50万円をこえ80万円以下		70 %	50 %	30 %
80万円をこえる金額		50 %	30 %	20 %

住宅修復資金貸付け

申込は十月二十五日締切

第二室戸台風のため住宅に特に大きな被害をうけ、その修繕の資金に困窮される方に資金を貸付けしますから、ご希望の方は市役所厚生課へお申し込み下さい。

貸付要領

一、貸付金額 金壊 三万円以内
半壊 二万円以内

二、申込みの締め切り
第一次 十月十六日
第二次 十月二十五日

三、貸付期間
貸付けの日から三年以内

四、貸付利率
貸付け後六カ月間は無利子、その後は日歩一銭

五、返済の方法
月賦償還 毎月末日

六、保証人
(1)連帯保証人二名、ただし、債務の相互保証は認められません
(2)保証人は、宇治市内に居住する方で、昭和三五年度において市民税、所得税を完納した方

七、資金の貸付けをうけることができるものは、正当な福原に基づき建築された住宅居住者あって、かつ、つぎの各号の要件をそなえているもののうち、市長が必要と認めるもの。

(1)一カ年以上引続き本市に居住していること

(2)住宅の修復によって自立できるもの

その他、おわかりにくい点は、市役所厚生課へおたずね下さい。

（厚生課）

中小企業者へ

復興資金の貸付け

京都府では、このたびの第二室戸台風で被害をうけた中小企業者に、復興促進のため、融資を実施することになりました。

つぎのことがらをごらんの上利用して下さい。

◎中小企業復興融資の要領

(1)対象、第二室戸台風によって被害をうけた中小企業者と、中小企業等協同組合

(2)金額 原則として一企業百万円以内、一組合百万円以内

(3)期間 運転資金は二年以内、設備資金は三年以内

(4)利率 貸付金融機関の所定による

(5)担保 原則として保証協会の信用保証とし、保証人二人

(6)提出書類
(1)融資あっ旋願書
(2)信用保証申込書
(3)預貯金証明書

ご希望の方は、府庁治事務所、市役所商工観光課、商工会議所、信用保証協会宇治支所のいずれかへお問い合わせ下さい。

申し込みの期間は九月二十一日から十月三十日までです。

（商工観光課）

雇住宅に住宅

金融公庫から融資

九月二十二日発行宇治市政臨時号災害特報でおしらせしました補修資金、起債、その他の財源によるものの借り入れ申し込みの手続きは、期限を延長して十一月末日まで市民課でお取り扱いすることになりました。なお、府建築課の認定事務の関係もありますから、できるだけ早くお申し込み下さい。

（市民課）

農家にも災害資金の貸付け

第二室戸台風で被害を受けられた農家の皆さんもすでに復興に努力せられていることと思いますが皆さんに対して次のような融資制度がありますからせいぜいご利用下さい。

◆天災法融資

貸付額

(1) 一般農家 十五万円以内

(2) 乳牛を飼っている農家 二十万円以内

(3) 和牛を飼っている農家 十万円以内

なお、くわしいことは地区農協または市役所農林茶業課へお問い合わせ下さい。（農林茶業課）

◆自作農資金の融資

貸付額 三十万円以内

利率 五分（災害つなぎの場合は六分）

償還期間 二十年以内

償還期間 五年以内

利率 年六分五厘（激甚地指定になった場合三分五厘）

婦人会員 延べ 一四〇人
消防団員 〃 〃 四〇〇人
自衛隊員 〃 〃 一五人
生良の家 〃 〃 九〇人
市の職員 〃 〃 三五〇〇人
避難所数 〃 一三カ所
避難者数 延べ 四九一五人
給食おにぎり 〃 一二六三一コ
〃 パン 〃 〃 六七九五コ
〃 乾パン 〃 〃 一九四五袋
給水 九一トン
あっせん資材
各種かわら 八一四六一枚
各種トタン 二五一七五枚

九月二十七日、市はこれら災害助救や公共施設の復旧費など追加予算を開会中の九月定例市会に緊急上程し、翌九月二十八日満場一致可決されました。

この予算の内容は

❶ 災害救助などに要する経費として

その内訳は	一〇七六万九千円
救助活動に要した人件費	
災害見舞い金、復旧資金長期貸付金など	一六四万五千円
避難所、炊き出し、給水、清掃など	六五九万一千円
計	二四九三万四千円

❷ 公共施設などの災害復旧に要する経費として

一時借入金利子	九九万九千円
災害復旧費	一四一六万五千円
公共施設などの災害復旧に要する経費として	一四一六万五千円
その内訳は	
教育施設の復旧費	七五三万五千円
庁舎、公会堂、保育所、公営住宅、伝染病舎、火葬場など公共施設の復旧費	六六三万円

なお救助活動費一五三万四千円、災害復旧費一四一六万五千円、計一五六九万九千円となっています。

この財源としては、公共施設の被害にあっては国、府からの補助金、起債、その他の財源によるものですが、その大半は市費で負担しなければならない現状です。

市としては、今後とも災害復旧に全力を傾注して、一日も早く立ち直ることができるよう努力をいたすものであります。

赤い羽根今年もご協力をお願いいたします

今回の風害のお見舞い金を申し上げます。

共同募金運動については、毎年協力をいただき、ありがとうございます。

ことしも十月一日から全国一せいにこの運動が展開されますが、宇治市においては、災害による復旧を見込んで十一月一日から開始し、戸別募金、職域募金、街頭募金など全市民のご協力をえて目標額の達成にまい進することになりました。

たすけ合いの精神で、この運動にご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

近日、婦人会、民生委員委員、町内会長、区長の方々がお宅へ訪問されますから、どうかよろしくお願いします。

（福祉事務所）

災害見舞い金品

厚生課へ寄託

このたびの第二室戸台風のもたらした被害は宇治市の全域、全家屋に及ぶものでありましたが、なかでも全壊、半壊の罹災世帯の方には、各方面から多くのあたたかい同情がよせられています。

すでに、京都府や日本赤十字社からかずかずの義えん品が届けられ、市役所を通じてこれら罹災者に配分いたしました。

このほかにも一般の方から心をこめた義えんの金品がつぎのように市役所厚生課へよせられました。厚生課ではだいま受け付けをしておりますがもう少しまとまり次第配分する予定です。

九月二十二日 藤原信弘さん（宇治市広野町南山・陸上自衛隊大久保駐とん部隊車両一区隊）から現金一千円

九月二十二日 岩上良三郎商店（宇治市宇治妙楽）から暖子紙一五〇本、雑巾紙四七〇コ

生良の家宇治別荘本山（宇治市塔ノ川三二）から衣類四十七点

九月二十五日 有馬湯谷日東太郎さん（宇治市宇治一番）から現金一万円

藤井貞子さん（宇治市宇治乙方）から現金五千円

九月二十六日 市民（TI生）から現金五百円

九月二十八日 竹内次さん（宇治市槇島大幡一五）から現金二千円

十月一日 三浦宮次郎さん（宇治市志津川）から現金百円

株式会社御園店小永井勘一さん（宇治市宇治一番）から現金一万円

ことしも宇治茶の真価を発揮

実を結んだ不断の努力

ことしも茶を作る人、飲む人人の年に一度の茶の祭典全国茶品評会が来たる十月二十日から京都市を中心に盛大に催されることになり、また、関西茶品評会は十月四日から愛知県豊橋市で開かれました。

これよりさき茶の日本一を競う品評会出品茶の審査会が、全国のなかでも宇治の部で二百点満点で行われました。

宇治市内茶業者の二等までの入賞者はつぎのとおりです。

（敬称略）

全国の部

「てん茶」◎農林大臣賞中野信夫（菟道）◎一等高田新次郎（槇島）ほか二名◎二等中野政信（菟道）ほか九名◎三等吉田捨吉（木幡）ほか九名

「玉露」◎農林大臣賞吉田喜三郎（小倉）◎一等吉田利喜三（小倉）◎一等森下要恵（小倉）ほか二名◎三等北川光治（伊勢田）ほか一名

関西の部

「てん茶」◎農林大臣賞中野信夫（菟道）◎一等中野きよ（菟道）◎二等福井菊次郎（宇治）ほか六名◎三等江口牛之助（槇島）ほか一名

「玉露」◎農林大臣賞吉田喜三郎（小倉）◎一等小政次郎（小倉）ほか一名◎三等多羅尾房弘（槇島）ほか一名

「せん茶小口」◎三等伊藤久本店（宇治）

京都を中心に行なわれる全国茶品評会の行事予定はつぎのとおりです。

行事名	会期	場
茶業研究発表会	10月20日	宇治市中央公会堂
茶審査技術協議会	10月20日	日ノ出労働会館
出品茶展示会	10月20日～22日	勧業館（京都市）
出品茶販売会	10月22日	〃
モデル喫茶所	10月20日～22日	勧業館（京都市）
全国せん茶連盟大会	10月21日～22日	植物園（京都市）
まっ茶の大茶会	10月21日～22日	北野神社（京都市）
京都府産品展示会	10月20日～22日	勧業館（京都市）
製茶機械の展示会	10月20日～22日	〃

（写真）出品茶の審査会（宇治市商工会館で）

旧軍人・軍属恩給法の一部改正

地域加算を算入

昭和二十八年恩給法の一部改正により旧軍人、軍属の今回恩給法の一部が改正され、地域加算を算入されることとなりました。

したがって左記により普通恩給及び普通扶助料を受けられることとなります。

（第一）普通恩給

旧軍人、軍属で地域加算を算入して次の在職年以上ある者

旧軍人―准士官以上は十二年以上、下士官、兵は十二年以上

旧軍属―十七年もしくは十二年以上のもの

（第二）普通扶助料

前記の第一で普通恩給を受給できるものが、昭和三十六年九月三十日までに死亡している場合その遺族

遺族とは次のものをいう。

旧軍人、軍属が昭和二十二年十二月三十一日までに死亡しているときは、その者と死亡時同一戸籍にあった妻、未成年の子、父母、祖父母

旧軍人、軍属が、昭和二十三年一月一日以降死亡しているときは、その者と死亡の当時これにより生計を維持し、またはこれと生計を共にしていた妻、未成年の子、父母、祖父母

以上該当の方は宇治市福祉事務所までお申し出のうえ手続きをして下さい。なおこの請求の時効は昭和三十六年十月一日から七年間であります。この間に請求すればさかのぼって支給されます。

市有山 まったけの入札

十月二日午前九時から市役所管財課において、市有山樹郷山のまったけの入札が行なわれました。二月九時三十分開札の結果、宇治市戸籍にあった妻、未成年の子、父母、祖父母の枝を軒先に積んでおいたら、夜の間に誰かが持ち去った、こんな人が随分あるらしい。雨戸を盗まれた同様があるのだからあきれる。火事場のドロ坊はよくきくが、新たに台風ドロ坊がお目見得、世はまさにガメツイ限り

▼しかし中には家屋全壊の被災者のために、自分のことは後廻し愛着の念を持って欲しい。公民館のことに限らず、第二室戸台風は、人の心の奥をよく知らせてくれた。

いまにし生

社教直言

▼台風ではぎ取られたトタン数枚を軒先に積んでおいたら、夜の間に誰かが持ち去った、こんな人が随分あるらしい。雨戸を盗まれた同様があるのだからあきれる。火事場のドロ坊はよくきくが、新たに台風ドロ坊がお目見得、世は

▼公民館をみると、その地域のまとまりや、区民の気風の大体がつかめる。倒木、ガラスの破片、散乱したかわらの木片が、今なお整理されず、台風直後の様相をそのままにしてある公民館がありませんか。

▼公民館は教育委員会の管理に属している。だが使うのは地域の人である。すべてあなた任せにせず、もう少しでも公民館が使いやすいように、みんなで使いましょう。

ご寄附ありがとう

ご ざ い ま し た

この九月中に宇治市六地蔵村ノ辻氷谷三次さんから二千円、市内一高校生「平和の鳩」から百円、市民から二百円、宇治市広野町西裏一〇一番地菅居ユキエさんから千円、一市民H・Nさんから百三十円、宇治市開町四九番地西川益造さんから三千円、宇治市宇治野神大倉恩造さんから三千円と衣類など五点を市内の生活に困っておられる方々に差し上げて下さいと寄附になりました。

これらの心のこもった寄附金は早速社会福祉協議会の福祉金庫へ入金し、恵まれない方々の福祉増進に役立つよう取り扱うことになりました。市社会福祉協議会

宇治の秋をいろどる お茶まつりのにぎわい

宇治茶まつりはさる十月一日に茶祭奉賛会の主催で秋色きざす宇治川一帯にくりひろげられました。

この日、太閤（たいこう）の故事にならって宇治橋三の間から宇治川の水を汲み上げ、渡船で式場興聖寺へ運ばれました。

ここでは新たに茶つぼを切ってひらかれた茶がたてられ、仏前に供えられて、古寺にひびく読経のなかに、新庄市長ら多数の人が焼香して、柴西御師、明恵上人など宇治茶の恩人をしのびました。

また、興聖寺、生長の家に茶席が設けられ、塔の島にせん（煎）茶船が浮かべられ、しろうと茶のみコンクール、茶かぶきなどの行事が行なわれて、このめかり深い茶まつりは、茶まつり客や行楽客で終日にぎわい、さわやかな秋の観光をいろどりました。

（写真）厳かに行なわれる茶つぼ口切りの儀式

年末融資のあっせん

中小企業者の年末に必要な事業資金として、年末融資が行なわれます。融資の要領はつぎのとおりですからどうかの上あっ旋をつけて下さい。

…年末融資のあっ旋要領…

(1) 金額　二百万円以内、組合は二千万円以内

(2) 期間と、償還の方法　十二カ月以内、月賦償還

(3) 担保と保証人　保証協会の保証、保証人一人以上、五十万円以上は担保が必要

借り入れ申し込みの手続きについては、府宇治事務所、市役所商工観光課、商工会議所、信用保証協会宇治支所などでおたずね下さい。申し込み期日は十月三十日までです。（商工観光課）

まず火の用心

秋の好季節ですが、朝夕めっきり涼しくはだ寒く感じます。

これからは、ご家庭や職場においては気の使用が多くなりますが、いま一度わが家、わが職場の火気使用についてよく見なおしていただき、火災予防のためのことがらを実行しましょう。

一火気使用器具類は使用に際してよく手入れをし、わるい部分がないかをよく調べ、完全なものを使うようにします。

なお、器具類の使用場所も安全かをよくたしかめます。

二火気使用設備（かまど、エントツ、風呂場など）に破損や不備な箇所がないかよく調べ、わるいところは早急になおしておきます。（宇治市消防本部）

秋の交通安全運動

宇治警察署からお知らせ

今秋も十月十一日から十月二十日まで、みなさんに正しい交通の方を知っていただき、交通の正しい姿をつくるために、市民のみなさんと一体となって運動をおこすことになりました。

この運動は

(1)子供の交通事故をなくしましょう

(2)通行区分を守って、正しく横断しましょう

(3)交通騒音をなくしましょう

(4)踏切りでは、必ず止まって、安全をたしかめましょう

(5)違法な駐車や、道に物をおくことをやめましょう

などを要点としています。

宇治警察署では、この期間中この運動をもりあげるために警察への協力を お願いします。

(1)交通安全の講習会

(2)ポーイスカウト交通コンクール

(3)親子の交通教室

(4)交通モニター会議

(5)学童、生徒の登校時の交通安全

(6)カミナリ族の一せい取り締まり

(7)駐車違反や物件放置の取り締まりを行ないます。

交通のルールを守ることは、おたがい自分のからだを守ることなのです。正しい交通の町をつくりましょう。

暴力犯罪を追放しよう

宇治は、むかしから山紫水明の地、四季の景物もまたよく、平等院や万福寺など旧蹟に恵まれ、観光都市として発展してきました。また、最近洛南工場地帯の一角として、あるいは住宅地としてもひらけてきて、一年中を通して人の往来がはげしくなりました。

このため、お互い同士のいさかいや、市民に対する乱暴が多くなっています。警察では、五年前に「宇治地域暴力犯撲滅対策協議会」をつくり、みなさんのご協力を得て、暴力犯罪の一掃につとめてきました。結果は予期以上の効果をあげてきましたが、それでもなおことしの一月から八月までの当署管内における暴力犯罪（検挙）は、つぎのとおりです。

●強盗一件●強姦一件●暴行二件●傷害三件●恐喝五九件●その他暴力犯五件●計一二一件

ちょうど秋の観光シーズン、内外から多くの人を迎える時です。警察では今までの「協議会」を再編成してさらに暴力犯罪の検挙につとめることにしました。

どうか、この警察の活動に万全のご協力をお願いしたいと考えます。

街で「げんか」をしていたり、「ゆすり」「たかり」などしている者を見たらすぐ「一一〇番」にお知らせ下さい。

農家のみなさんも、秋のとり入れが近く留守にされたり、女子供が留守番に残られることが多いと思います。どろぼう に入られたり押売りが来てしつこくようようでしたらすぐ警察に知らせて下さい

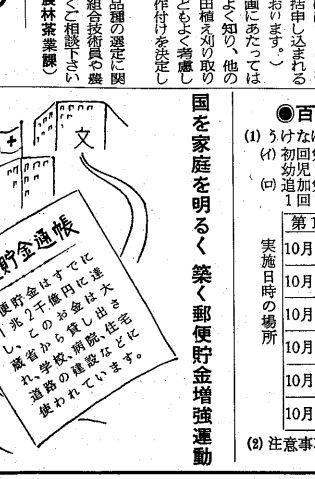

国を家庭を明るく築く郵便貯金増強運動

農事メモ

種もみの手配は今すぐに

来年度の種もみの準備はもうできていますか、まだの方は今すぐに取りかかって下さい。

先般の台風で相て全般的にかなり種もみ（籾）が不足していますから、各農家では極力自家採種に努めて下さい。また採種ほ（圃）などが大きい被害を受けたところでは、良質の種もみ（籾）が得られないので管外移入が必要です。

（なおこれらの方にはさきに農協組合へ必要量を一括申し込まれるようおしらせしております。）

来年度の栽培計画にあたっては水稲品種の特性をよく知り、他の作物との関連性や田植え刈り取り時期の労力配分などもよく考慮して早、中、晩種の作付けを決定して下さい。

いずれにしても品種の選定に関しては、地元農協組合技術員や農業改良普及員とよくご相談下さい。（農林茶業課）

◉百日せきジフテリアの予防接種実施について

(1) うけなければならない子供

(イ) 初回免疫＝昭和35年4月1日から昭和36年3月31日までに生まれた乳幼児（3週間間隔で3回うける）

(ロ) 追加免疫＝初回の予防接種をうけて後12カ月から18カ月になる子供（1回うける）

実施日時の場所

第1回	第2回	第3回	時間	場所
10月23日	11月13日	12月 4日	13.00～13.30 13.40～14.30	木幡公民館 広芝公会堂
10月24日	11月14日	12月 5日	13.30～14.00 14.10～14.40	志津川公会堂 菟道公民館
10月25日	11月15日	12月 6日	13.30～14.00 14.10～14.40	槇島公民館 小倉公民館
10月26日	11月16日	12月 7日	13.30～14.00 14.10～14.40	開公民館 伊勢田公民館
10月27日	11月17日	12月 8日	13.30～14.00 14.10～15.00	神明公民館 大久保小学校
10月28日	11月18日	12月 9日	13.00～14.30	宇治市役所

(2) 注意事項　(イ)注射をうける前日お風呂に入れて、清潔な肌着に着せかえておいてください　(ロ)母子手帳を持ってお越しください